

平成26年12月会議

(12月3日～22日)

12月会議が開かれ、条例や指定管理者の指定、平成26年度補正予算などの議案について審議されました。議決された案件などの概要をお知らせします。

条例の制定

▼鏡野町輝くまちづくり基本条例の制定について
：合併10周年を機に、一層協働と互助のまちづくりを推進し、豊かで活力ある、人と町が輝く鏡野町を築くための基本的理念を定める必要があるため。平成27年3月1日から施行。

(原案可決)

▼鏡野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

：第3次地域主権一括法による介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令で定めてきた指定介護予防等の事業の人員及び運営基準等が市町村の条例で定めるものとされたため。公布

の日から施行。(原案可決)
▼鏡野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

：第3次地域主権一括法による介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令で定めてきた包括的支援事業の実施に関する基準が市町村の条例で定めるものとされたため。公布の日から施行。

(原案可決)

▼中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律及び次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

：法律の一部改正に伴い、町の「乳幼児、児童及び生徒医療費給付条例」ひとり親家庭等医療費給付に関する条例「心身障害者医療費給付条例」の規定を整備し、条例の一部を改正する必要があるため。公布の日から施行。(原案可決)

条例の改正

▼鏡野町税条例の一部改正について

：固定資産税の納期前の納付については、金融機関窓口・口座振替での自主納付の浸透により、その目的が達成され、条例の一部を改正する必要があるため。平成28年4月1日から施行。

(原案可決)

▼鏡野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

：津山圏域クリーンセンターが、平成27年12月に供用開始されることに伴い、現在のごみ分別方法や処理方法等について、条例の一部を改正する必要があるため。公布の日より施行。

(原案可決)

▼鏡野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

：第3次地域主権一括法による介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令で定めてきた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が都道府県へ条例委任され、条例の一部を改正する必要があるため。公布の日より施行。(原案可決)

▼鏡野町指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正について

：第3次地域主権一括法による介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令で定めてきた指定介護予防支援事業者の指定をしてはならない場合について、市町村の条例で定めるものとされ、条例の一部を改正する必要があるため。公布の日より施行。(原案可決)

(原案可決)

▼鏡野町分収林条例の一部改正について
：独立行政法人、森林総合研究所、森林農地整備センターによる水源林造成事業(複層林誘導伐)を実施するにあたり、契約期間を最大150年程度設定するため、条例の一部を改正する必要があるため。公布の日から施行。(原案可決)

規約の変更

▼津山圏域消防組合規約の変更について

：署所の統廃合により、平成26年3月31日をもって、勝央出張所を廃止したことに伴い、組合経費支弁の方法に関する事項について、規約を変更する必要があるため。平成27年4月1日から施行。

ら施行。

計画の変更

▼鏡野町新町建設計画の変更について

：東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の平成24年6月27日施行に伴い、合併特例債の起こすことができる期間が5年間延長されたことから、事業計画期間および内容の変更が必要となったため。

平成26年度補正予算

一般会計

(原案可決)

補正額

2億5747万3千円

予算総額

140億3440万3千円

歳出の主なものは次のとおりです。

議会費

議会経常活動費

173万8千円

総務費

有線テレビ施設臨時管理費

734万4千円

未来・希望基金積立金

1億円

奥津振興センター管理費

450万円

情報経常管理費

183万9千円

防犯カメラ設置事業

88万4千円